

三次市教育委員会議案第16号

三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案を次のように提出する。

平成29年8月28日

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由

三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則（案）

三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（平成16年三次市教育委員会第13号）の一部を次のように改正する。

第20条の2中「，省令第55条の2及び第79条の規定により」を「，省令第53条，第55条の2，第56条の2（省令第79条において準用する場合を含む。），第138条及び第140条の規定により」に改める。

様式第14号の3を次のように改める。

様式第14号の3（第20条の2関係）

1 複式学級の場合

（文書番号）
年 月 日

三次市教育委員会 様

三次市立 学校長 氏 名

複式学級の教育課程に関する届

年度の教育課程を次のとおり編成するので、届け出ます。

学級	担任	学年	児童数	学年のわくをはずして行う教科		
				教科名	週当たり時数	使用教科書

注 1 この届は、複式学級において学年別の順序によらない特別の教育課程を編成する教科についてのみ作成すること。

2 使用教科書欄には、使用教科書名及びその学年について記入すること。

3 特別支援学級の場合(小学校)

(文書番号)

年 月 日

三次市教育委員会 様

三次市立 小学校長 氏 名

特別支援学級の教育課程に関する届

年度の教育課程(授業時数)を次のとおり編成するので、届け出ます。

教科等		学級名			
		グループ			
授業時数		年間(週)	年間(週)	年間(週)	年間(週)
各教科等を合わせた指導		()	()	()	()
		()	()	()	()
		()	()	()	()
		()	()	()	()
各教科	国語	()	()	()	()
	社会	()	()	()	()
	算数	()	()	()	()
	理科	()	()	()	()
	生活	()	()	()	()
	音楽	()	()	()	()
	図画工作	()	()	()	()
	家庭	()	()	()	()
道徳	()	()	()	()	
特別活動	()	()	()	()	
自立活動	()	()	()	()	
総合的な学習の時間	()	()	()	()	
外国語活動	()	()	()	()	
計	()	()	()	()	

記入上の注意

- 1 記入に当たっては、小学校学習指導要領に準じ、特別支援学校小学部学習指導要領を参考にして決定すること。
- 2 グループ欄には、障害の状態や学年別等に分けて指導する必要のある場合に記入する。
- 3 各教科等を合わせた指導とは、例えば日常生活の指導、生活単元学習等の指導形態をいう。なお、必要に応じて適宜欄を増やして記入すること。
- 4 小学校の場合、知的障害者である児童を教育する特別支援学校小学部学習指導要領の生活については、各教科等を合わせた指導で扱うことが望ましい。
- 5 一部の教科を通常の学級で指導する場合などについては、その旨を別記すること。

4 特別支援学級の場合(中学校)

(文書番号)

年 月 日

三次市教育委員会 様

三次市立 中学校長 氏 名

特別支援学級の教育課程に関する届

年度の教育課程(授業時数)を次のとおり編成するので、届け出ます。

教科等		学級名			
		グループ			
授業時数		年間(週)	年間(週)	年間(週)	年間(週)
各教科等を合わせた指導		()	()	()	()
		()	()	()	()
		()	()	()	()
		()	()	()	()
必修教科	国語	()	()	()	()
	社会	()	()	()	()
	数学	()	()	()	()
	理科	()	()	()	()
	音楽	()	()	()	()
	美術	()	()	()	()
	保健体育	()	()	()	()
	職業・家庭技術・家庭	()	()	()	()
選択教科	外国語	()	()	()	()
		()	()	()	()
道徳		()	()	()	()
特別活動		()	()	()	()
自立活動		()	()	()	()
総合的な学習の時間		()	()	()	()
計		()	()	()	()

記入上の注意

- 1 記入に当たっては、中学校学習指導要領に準じ、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考にして決定すること。
- 2 グループ欄には、障害の状態や学年別等に分けて指導する必要がある場合に記入する。
- 3 各教科等を合わせた指導とは、例えば遊びの指導、日常生活の指導、生活単元学習、作業学習等の指導形態をいう。なお、必要に応じて適宜欄を増やして記入すること。
- 4 技術・家庭、職業・家庭については、中学校学習指導要領に基づく場合は技術・家庭に、特別支援学校学習指導要領に基づく場合は、職業・家庭に○を付けること。
- 5 知的障害者である生徒を教育する特別支援学校学習指導要領による場合は、外国語については、設けることができる教科である。
- 6 一部の教科を通常の学級で指導する場合などについては、その旨を別記すること。

5 日本語指導に係る特別な教育課程編成に係る届（小学校）の場合

（文書番号）
年 月 日

三次市教育委員会 様

三次市立 学校長 氏 名

日本語指導に係る特別な教育課程編成に係る届

年度の教育課程を次のとおり編成するので、届け出ます。

児童名 _____

指導内容

教科等		1	2	3	4	5	6
各 教 科	国語						
	社会	—	—				
	算数						
	理科	—	—				
	生活						
	音楽						
	図画工作						
	家庭 体育	—	—	—	—		
道徳							
外国語活動							
総合的な学習の時間		—	—				
特別活動							
計							

指導形態

教科等		1	2	3	4	5	6
日本語指導							
各 教 科	国語						
	社会	—	—				
	算数						
	理科	—	—				
	生活						
	音楽						
	図画工作						
	家庭 体育	—	—	—	—		
道徳							
外国語活動							
総合的な学習の時間		—	—				
特別活動							
計							

6 日本語指導に係る特別な教育課程編成に係る届（中学校）の場合

(文書番号)
年 月 日

三次市教育委員会 様

三次市立 学校長 氏 名

日本語指導に係る特別な教育課程編成に係る届

年度の教育課程を次のとおり編成するので、届け出ます。

生徒名 _____

指導内容

教科等		1	2	3
各 教 科	国 語			
	社 会			
	数 学			
	理 科			
	音 楽			
	美 術			
	保健体育			
	技術・家庭 外国語			
道 徳				
総合的な学習の時間				
特別活動				
計				

指導形態

教科等		1	2	3
日本語指導				
各 教 科	国 語			
	社 会			
	数 学			
	理 科			
	音 楽			
	美 術			
	保健体育			
	技術・家庭 外国語			
道 徳				
総合的な学習の時間				
特別活動				
計				

附 則

この規則は、平成29年8月 日から施行する。